

平成29年度

県税のしおり

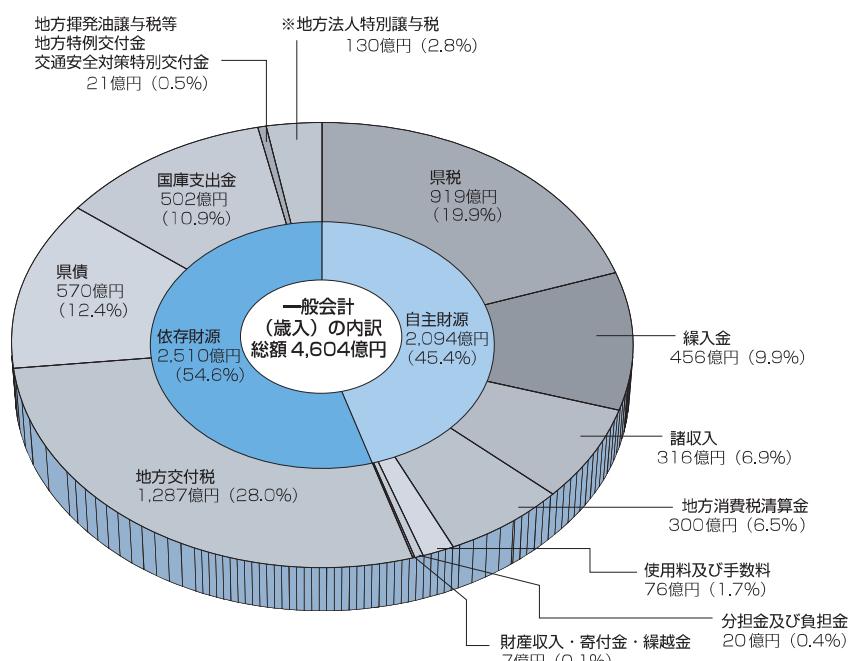


山梨県

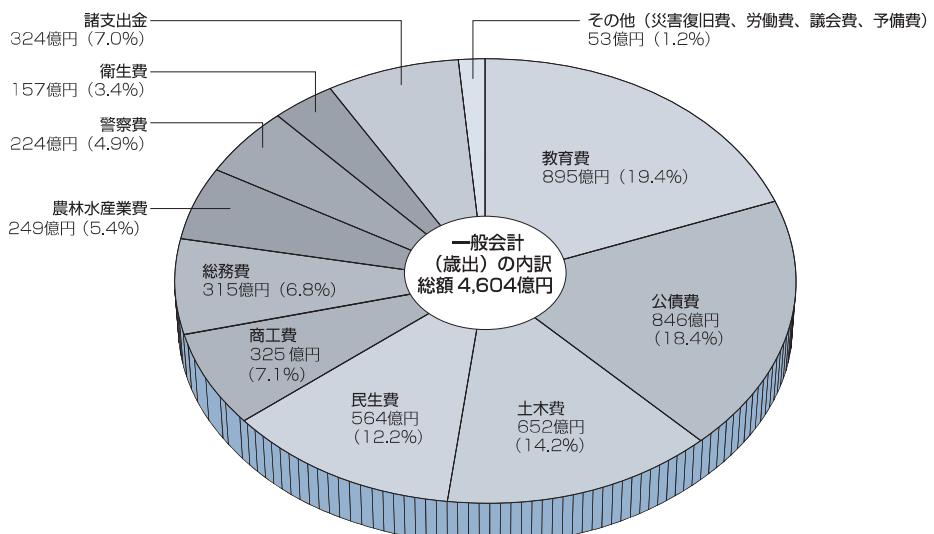
● 県の歳入と歳出

山梨県の平成29年度の一般会計当初予算は4,604億円となっています。

歳 入



歳 出



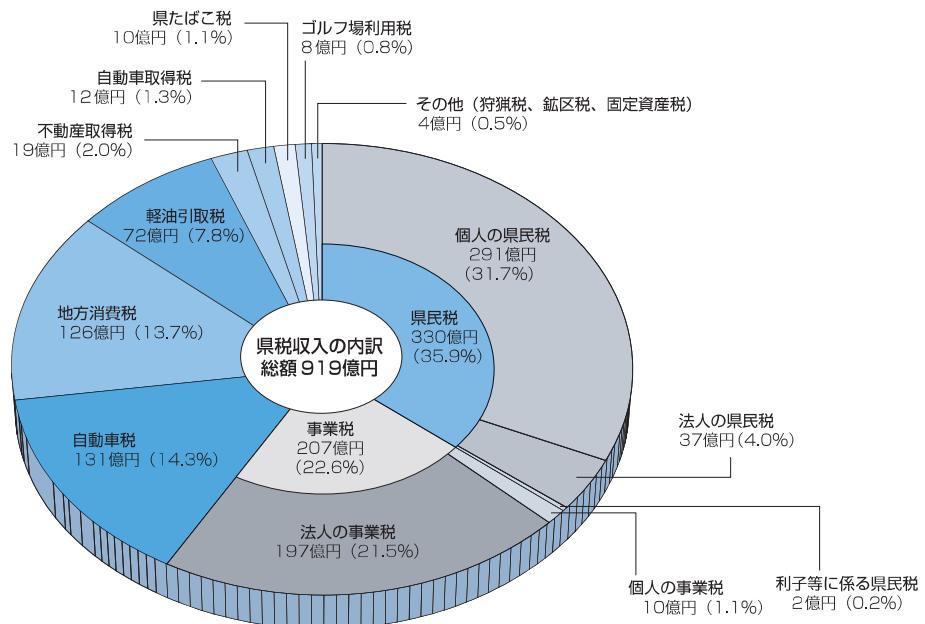
一般会計歳出予算4,604億3,108万円を県民一人当たりに当てはめると・・・。

県民一人当たりに使われているお金 558,887円

※平成29年4月1日現在の県民人口：823,835人（平成27年10月1日現在の国勢調査確定数に以後の動態を増減したもの）

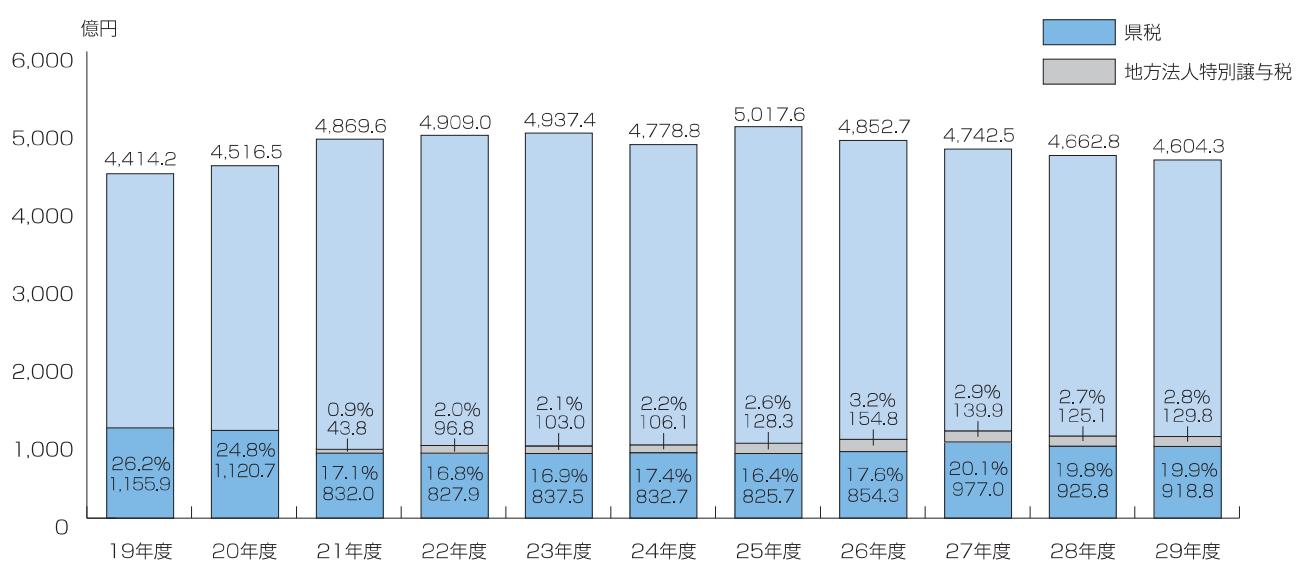
● 県税収入

平成29年度一般会計当初予算のうち、県税は919億円と、歳入全体の19.9%を占めており、重要な財源となっています。また、平成21年度から設けられた地方法人特別譲与税を加えた額は、1,049億円と歳入全体の22.8%を占めています。



● 一般会計歳入に占める県税収入の割合

※平成28年度は決算見込み数値・平成29年度は当初予算数値



3

個人の県民税

◆ 均等割及び所得割

納める人

毎年1月1日現在で、

- ① 県内に住所のある個人均等割と所得割
② 県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、
その事務所などのある市町村内に住所がない個人均等割

納める額

- ① 均等割2,000円
② 所得割課税所得金額×4%（具体的な計算方法は次ページ参照）
※均等割には「森林環境税（巻末参照）」及び均等割の税率の特例措置（下欄外参照）をそれぞれ500円含みます。

非課税

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人均等割、所得割が非課税
② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下だった人
.....均等割、所得割（退職所得分を除く）が非課税
③ 前年の合計所得金額が次の計算式以下の人均等割が非課税
市町村の条例で定める額 ×（控除対象配偶者+扶養親族の数+1）
+加算額（市町村の条例で定める額）（※）
④ 前年の合計所得金額が次の計算式以下の人所得割が非課税
35万円 ×（控除対象配偶者+扶養親族の数+1）+加算額32万円（※）
※③・④の加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族がある場合のみ適用。
詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



申告と納税

- ① 申告期限は3月15日です。ただし、所得税の確定申告書を提出した人、前年の所得が給与所得のみの人及び公的年金等に係る所得のみの人は申告する必要はありません。
② 個人の県民税（均等割及び所得割）は、個人の市町村民税とあわせて次の時期に納めていただきます。
1.給与所得者
6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれ、給与支払者が納めます。
2.給与所得者以外の所得者
市町村から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて納めます。
(市町村により時期が異なる場合があります。)

♣ 個人の市町村民税（均等割及び所得割額）【参考】

個人の県民税と個人の市町村税は、市町村が両方をあわせて賦課徴収します。

納める人

個人の県民税を納める人と同じ

納める額

① 均等割3,500円 ② 所得割課税所得金額×6%
※均等割には、均等割の税率の特例措置（下欄外参照）を500円含みます。

非課税

個人の県民税と同じ要件に該当する人は非課税

申告と納税

個人の県民税と同じ

◆ 均等割の税率の特例措置

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率を年額500円引き上げられています。

※ 山梨県内の市町村では、個人の市町村民税についても県民税と同様に年額500円引き上げられています。

市町村への交付

県に納められた特定配当等に係る県民税のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

● 配当所得の申告について

特定配当等については、配当等の支払いの際に配当割が特別徴収されますが、住民税の申告（所得税の確定申告を行うことで申告があったものとみなされます。）をすることができます。

その場合は、個人の住民税の所得割として課税されます。

6

県民税株式等譲渡所得割

この税金は、源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡の対価などの支払を受けるときにかかるものです。

納める人

県内に住所を有する個人で上場株式等の譲渡益等の支払いを受ける個人

●特定口座が開設された証券会社等が、その支払の際に徴収し県に納めます。

納める額

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡益等の5%

※このほかに所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。

申告と納税

源泉徴収選択口座のある証券会社等が特別徴収義務者として徴収（特別徴収）のうえ、翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

● 源泉徴収口座を選択しない場合の株式等の譲渡益等について

特定口座制度（金融商品取引業者等が年間の譲渡損益を計算する制度）の適用を受けない場合及び簡易申告口座を指定した場合は、確定申告が必要になります（簡易申告口座を指定した場合は、金融商品取引業者等から送られる特定口座年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができます）。

この場合は、他の所得と区分して税金を計算する「申告分離課税」となり、個人の住民税の所得割として課税されます。

● 配当割及び譲渡所得割に係る非課税等について

平成26年1月1日から「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当割所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）」が、また、平成28年4月1日から「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当割所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）」が開始されています。

平成30年1月1日から積立NISA（年間投資上限額40万円、非課税期間20年）が創設され、現行のNISAと選択適用できることとなりました。

7

個人の事業税

この税金は、個人が事業を行う場合には、道路や橋などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、その経費の一部を負担していただくものです。

- 個人の事業税の納税には口座振替を利用されると便利です。(詳しくは23ページをご覧ください。)

納める人

県内に事務所や事業所を設けて次の事業を行う個人

- ① 第1種事業：物品販売業 製造業 運送業 請負業 印刷業 旅館業 飲食店業 不動産貸付業 代理業など37業種
- ② 第2種事業：畜産業 水産業 薪炭製造業の3業種
- ③ 第3種事業：医業 歯科医業 弁護士業 税理士業 美容業 コンサルタント業 設計監督者業 などの30業種

納める額

前年中の事業の所得から各種控除を控除した額に次の税率を乗じた金額

- ① 第1種事業：100分の5
- ② 第2種事業：100分の4
- ③ 第3種事業：100分の5（あん摩業等は100分の3）

申告と納税

- ①申告期限は3月15日です。

ただし、所得税の確定申告を提出した人、住民税の申告をした人は申告の必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、又は、住民税申告書の「事業税に関する事項」欄は必ず記載してください。

年の途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1か月以内（事業主の死亡による廃止の場合は4か月以内）にその年の1月1日から事業廃止の日までの所得について申告します。

- ②納期は年2回（8月と11月）です。

ただし、税額が1万円以下の場合は8月に全額納めていただきます。

各種控除の種類

損失の繰越控除、被災事業用資産の繰越控除、白色申告者の事業専従者控除（限度額50万円、配偶者の場合の限度額86万円）、事業主控除（年290万円）などがあります。

個人事業税の計算方法

例 夫婦で飲食店を経営し、昨年の年間収入は820万円（妻の給与を除く必要経費350万円）でした。青色申告を行っており、妻には150万円の給与を支給しました。この場合の個人事業税はいくらになりますか？

総 収 入 額	8,200,000 円
必 要 経 費	3,500,000 円
事 業 専 従 者 控 除	1,500,000 円
事 業 主 控 除	2,900,000 円
課 稅 所 得 金 額	8,200,000 円 - 3,500,000 円 - 1,500,000 円 - 2,900,000 円 = 300,000 円
税 額	300,000 円 × 5% = 15,000 円

この税金は、消費税（国税）と同様に、商品の販売、サービスの提供などの対価を得て行う取引に対してかかるものです。

納める人

- ・国内取引……………製造、卸、小売、サービス等の事業者
- ・輸入取引……………外国貨物を保税地域から引き取る者
- ※保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

納める額

- ・消費税額の17/63（消費税率に換算…1.7%に相当）
※社会保障・税一体改革による地方消費税の引上げ分は、すべて地方による社会保障のための経費に充てられます。

申告と納税

- ・国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納付します。
- ・輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税と併せて国（税関）に申告し、納付します。
- ※詳細については、最寄りの税務署又は税関にお問い合わせください。

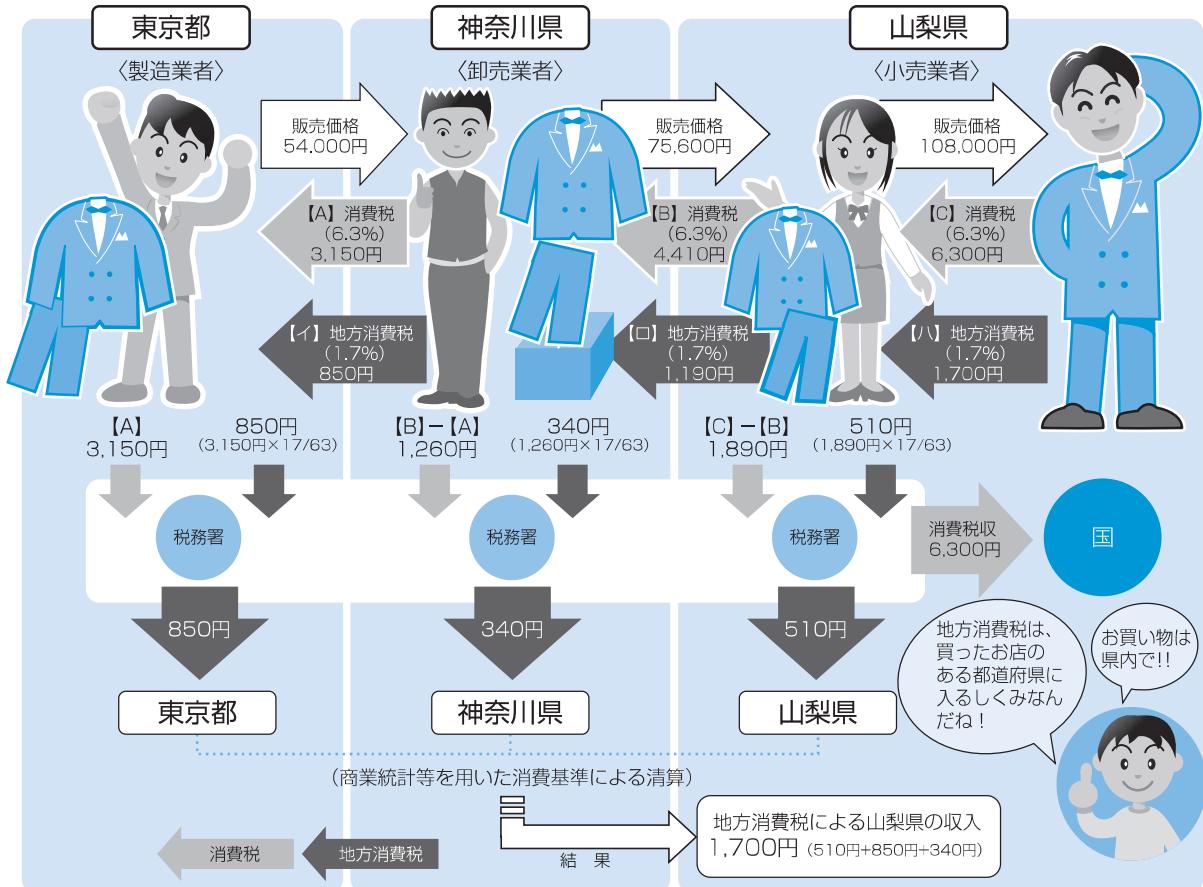
都道府県間の清算

- ・納められた地方消費税は、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。この清算を通じて、地方消費税は最終消費地の都道府県の収入になります。

市町村への交付

- ・上記の都道府県間の清算を行った後の金額の2分の1が、人口及び従業者数に応じて各市町村に交付されます。
※地方消費税の引上げ分に係る市町村への交付金は、社会保障費のための経費に充てられるので、全額人口に応じて交付されます。

地方消費税のしくみ



20

電子申告・電子申請・届出

山梨県では、地方税電子申告システム（eLTAX:エルタックス）を利用した、インターネットによる法人県民税、法人事業税、地方法人特別税の電子申告・電子申請・届出を受け付けています。インターネットでオフィスや自宅から簡単に申告できますので、ぜひご利用ください。

●利用開始のための手続

- (1) 利用のためには、予め電子証明書を取得する必要があります（税理士関与の申告の場合は不要です。）。
- (2) 電子証明書の取得後、利用届出（インターネットによる電子届出）をポータルセンターに提出し、利用者IDを受ける必要があります。

※eLTAXについては詳細はeLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp>）をご覧ください。

21

納税の窓口

山梨県指定金融機関	山梨中央銀行 本・支店
山梨県指定代理金融機関	近畿大阪銀行 梅田営業部
山 梨 県 收 納 代 理 金 融 機 関	銀 行 みずほ銀行 本・支店、三井住友銀行 甲府支店、りそな銀行 甲府支店、三井住友信託銀行 甲府支店
	信 用 金 庫 甲府信用金庫、山梨信用金庫
	信 用 組 合 山梨県民信用組合、都留信用組合
	農 業 協 同 組 合 山梨県信用農業協同組合連合会、山梨県内の農業協同組合
	そ の 他 商工組合中央金庫甲府支店、中央労働金庫の山梨県内の店舗
	ゆうちょ銀行・郵便局 山梨県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県に所在するゆうちょ銀行・各郵便局
山梨県の税事務所	総合県税事務所、自動車税センター

●農業協同組合や郵便局については取り扱っていないところもありますので、事前にご確認をお願いします。

●自動車税は、銀行などの金融機関のほかコンビニエンスストアでも納付できます。

詳しくは18ページをご覧ください。

22

延滞金・加算金

●**延滞金** 納期限までに県税を完納されない場合は滞納となり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、納める額に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

	平成29年1月1日～平成29年12月31日	
納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間	※特例基準割合 +1%（上限7.3%）	2.7%
納期限の翌日から1か月を経過した日以降	※特例基準割合 +7.3%（上限14.6%）	9.0%

※特例基準割合とは、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合（国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均）に年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、平成28年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合が0.7%なので、平成29年中の特例基準割合は、1.7%となります。

※平成28年までの延滞金については、山梨県総務部税務課もしくは山梨県総合県税事務所へお問い合わせください。

●**加算金**

申告期限までに申告しなかったり、申告税額が実際より少なかった場合などには加算金がかかります。

〈加算金の計算は次のとおりとなります〉

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方法人特別税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税についてかかるもので、次の3種類があります。

① 過少申告加算金

期限内に申告した場合で、申告額が実際より少額のため、後日増額の修正申告をしたり、増額の更正を受けた場合
.....増加した税額の10%+加重対象税額の5%

(注) 加重対象税額=増加した税額-(期限内申告額又は50万円のいすれか多い方の金額)

② 不申告加算金

申告しなかった場合や期限後に申告した場合.....納める税額の15%（※）

(注) 納める税額が50万円を超える部分については20%（※）

ただし、県の調査による決定があることを予知しないで期限後に申告した場合は、納める税額の5%

③ 重加算金

二重帳簿をつくるなど、故意に税を免れようとした場合には、過少申告加算金、不申告加算金に代えて重加算金を納めなければなりません。

(1) 期限内に申告している場合.....増加した税額の35%（※）

(2) 期限後に申告している場合又は申告していない場合.....納める税額の40%（※）

（※） 平成29年1月1日以後に提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%が加算される場合があります。

23

納税の猶予・減免

税金を納期限までに納められない事情がある人は、そのままにせず、総合県税事務所にご相談ください。

事情によっては、納税が猶予されたり、減額や免除をされることもあります。

●徴収猶予

- 1 本人の財産が災害や盗難にあったとき。
- 2 本人や家族が病気や負傷をしたとき。
- 3 本人が事業につき著しい損失を受けたときや、事業を廃止又は休止をしたとき。
- 4 法人事業税の外形標準課税に係る事業税で、一定の要件を満たす欠損法人。
- 5 軽油引取税で、代金が売り掛けになっているとき。

●換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき。

●納期限の延長

災害などにより、納期限までに納税や申告などができないときには、期限が延長されます。

延長される期限は、災害などがやんだときから2か月以内です。

●税額等の減免

- 1 災害により損害を受けたとき。
- 2 身体障害者等であるとき。(自動車税／自動車取得税)
- 3 軽油引取税で、
 - ① 代金、それに係る税金を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があるとき。
 - ② 受け取った税金を災害等によって失ったとき。
- 4 交通の途絶、災害など特別な理由がある場合(延滞金)

24

滞納処分

県税が納期限までに納付されず、滞納となりますと、督促状を発付するなど納税の催告を行いますが、それでもなお完納されないときは、県税収入を確保するため、また納期限までに納付された方との公平性を保つため、差押えなどの滞納処分を行うことになります。

滞納処分に当たり事前の連絡はいたしません。

【参考（自動車税の場合）】

地方税法第167条 自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。（略）

なお、滞納処分により事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるときは、滞納処分による財産の換価を猶予する制度がありますので、総合県税事務所にご相談ください。

25

県税の救済制度

●更正の請求

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、地方消費税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときには、法定納期限から5年以内(特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内)に限り更正の請求をすることができます。

●不服の申立て

県税の課税、徴収の処分などについて不服がある場合には、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、知事に対して「審査請求」することができます。審査請求書は、総合県税事務所を経由して提出してください。なお、地方消費税に関する不服申立てについては、消費税と同様に税務署長などに対して行うこととなります。

26

納税証明書

県税の納税証明書（証紙徴収によるものなど、一定のものを除きます。）が必要な場合には、総合県税事務所や県庁税務課、各地域県民センター総合窓口で交付を受けることができます。

なお、交付の際に、1件につき400円の山梨県収入証紙（交付手数料）が必要となります。

※交付請求書は山梨県のホームページからダウンロードできます。

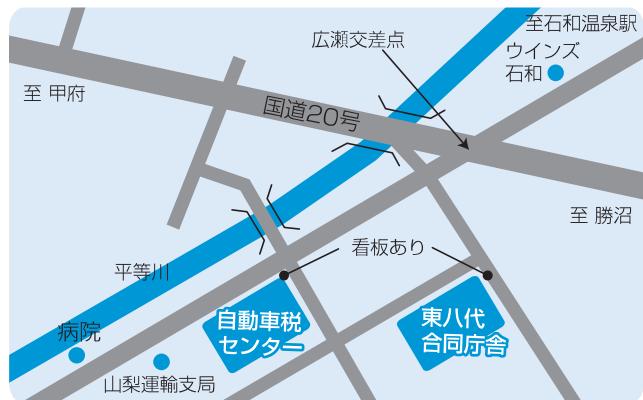
この「県税のしおり」巻末記載の県税ホームページ → 「納税証明書の交付手続きについて」

※納税証明書のなかに「県税に未納がない証明書（個人の県民税及び地方消費税を除く）」があります。

現在、県に対し申請する次のものについて添付が義務づけられています。

- 建設工事入札参加資格申請
- 物品購入入札参加資格申請
- 山梨県商工業振興資金貸付申請
- 山梨県営住宅入居申込





● 総合県税事務所

課税・管理部、滞納整理部

〒406-8601 山梨県笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎

- 総務管理課
軽油引取税課
事業税課
不動産取得税課
滞納整理第一課
滞納整理第二課
市町村相談支援課
FAX
取扱税目：個人県民税、法人県民税（県民税利子割、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方消費税など）

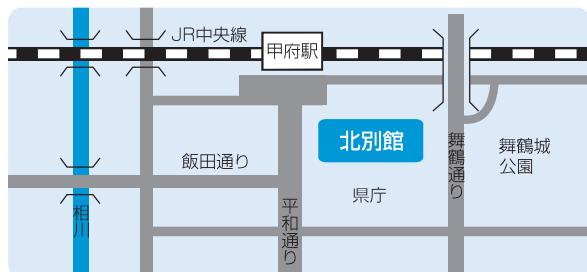
自動車税部（自動車税センター）

〒406-8558 笛吹市石和町唐柏1000-4

自動車税課 FAX 055-262-4662 FAX 055-263-2421

取扱税目：自動車税、自動車取得税

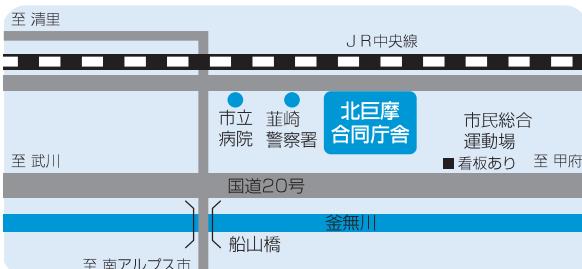
● 県庁税務課



〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

☎ 055-223-1386

● 中北地域県民センター 総合窓口



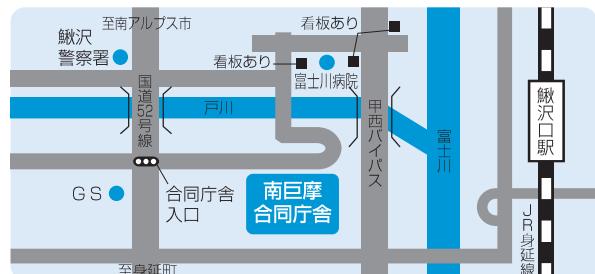
〒407-0024 萩崎市本町4-2-4 (北巨摩合同庁舎内)
☎ 0551-23-3070

● 峠東地域県民センター 総合窓口



〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 (東山梨合同庁舎内)
☎ 0553-20-2701

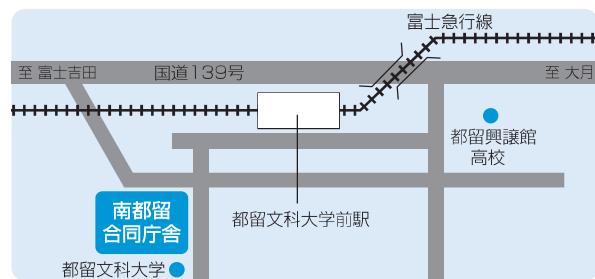
● 峠南地域県民センター 総合窓口



〒400-0692 南巨摩郡富士川町鰐沢771-2 (南巨摩合同庁舎内)

☎ 0556-22-8131

● 富士・東部地域県民センター 総合窓口



〒402-0054 都留市田原3-3-3 (南都留合同庁舎内)

☎ 0554-45-7839

※富士・東部地域県民センター総合窓口では、以下の業務も行っています。

法人二税申告書等の受付、軽油引取税の徴収猶予申請書等の受付



森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入しました

目的

森林には、災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能があります。山梨県では、この重要な役割を果たす森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成24年4月1日から森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入しました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

森林環境税の仕組み

県民税均等割額に下記の額を上乗せ（超過課税）して納めていただきます。

個人	法人																		
●県内に住所がある方 ●県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方 年額500円 ●平成24年度から課税 次の方には課税されません。 <ul style="list-style-type: none">・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方・前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方	●県内に事務所、事業所、寮等を持っている法人等 均等割額の5% ●平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税																		
	<table border="1"><thead><tr><th>資本金等の額</th><th>均等割額</th><th>5%相当額</th></tr></thead><tbody><tr><td>50億円超</td><td>800,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>10億円超～50億円以下</td><td>540,000円</td><td>27,000円</td></tr><tr><td>1億円超～10億円以下</td><td>130,000円</td><td>6,500円</td></tr><tr><td>1千万円超～1億円以下</td><td>50,000円</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>1千万円以下等</td><td>20,000円</td><td>1,000円</td></tr></tbody></table>	資本金等の額	均等割額	5%相当額	50億円超	800,000円	40,000円	10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円	1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円	1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円	1千万円以下等	20,000円	1,000円
資本金等の額	均等割額	5%相当額																	
50億円超	800,000円	40,000円																	
10億円超～50億円以下	540,000円	27,000円																	
1億円超～10億円以下	130,000円	6,500円																	
1千万円超～1億円以下	50,000円	2,500円																	
1千万円以下等	20,000円	1,000円																	

県税は、県民の皆様が住みやすく、豊かな生活が送れるよう、幅広く活用されています。
期限内申告・期限内納税をしましょう！

県税の相談

県税についてのご相談やおたずねは、次の場所にお気軽に相談ください。

- 総合県税事務所 笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎
電話番号は26ページに掲載しています。
- 自動車税センター 笛吹市石和町唐柏1000-4 ☎ 055-262-4662

国税の相談

国税についてのご相談やおたずねは、次の県内の税務署で受け付けています。（お電話は自動音声によりご案内しております。）

- 甲府税務署 甲府市丸の内1-1-18 ☎ 055-254-6105
- 山梨税務署 山梨市上神内川738 ☎ 0553-22-1411
- 大月税務署 大月市御太刀2-8-10 ☎ 0554-22-3151
- 鰍沢税務署 南巨摩郡富士川町鰍沢1502-1 ☎ 0556-22-3191

○インターネットでの相談⇒国税庁ホームページ

詳しくは

市町村税の相談

市町村税について不明な点は各市町村へお問い合わせください。

- 自動車の登録手続についてのお問い合わせ先
- 山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 テレホンサービス 050-5540-2039

※電話がつながると自動音声案内が始まりますが、そのまま続けて037とボタンを押すと自動音声案内が終了し、オペレーター（電話対応者）が応答します。

インターネットを利用して税に関する情報が入手できます。

■県税について

県税ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/index.html>

■国税について

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

山梨県総務部税務課 ☎ 400-8501 甲府市丸の内1-6-1 ☎ 055-223-1386